（その１）

収支報告書

平成29 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　うきしまともこうえんかい

1 政治団体の名称　浮島とも子後援会

2 主たる事務所の所在地　大阪市中央区徳井町2-4-15
タニイビル6F

3 代表者の氏名　井之上　智子

4 会計責任者の氏名　木野　十三

事務担当者の氏名
柏木　淳
（電話）　06-6942-1150
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	井之上　智子

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	井之上　智子
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

浮支
平 30.5.18
大阪府選挙管理委員会

浮支
30.7.26
収支公開室
第　号

2578

100610

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	9,663,784
（前年からの繰越額）	1,468,784
（本年の収入額）	8,195,000
支　出　総　額	6,065,656
翌年への繰越額	3,598,128

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	240,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	240,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	240,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
政治資金パーティー開催事業（第1回関西イノベーション研究会）	1,050,000	平成29年2月17日　ザ・リッツ・カールトン大阪 大阪市北区梅田2-5-25　ザ・グランド・ボールルーム
政治資金パーティー開催事業（第2回関西イノベーション研究会）	810,000	平成29年5月19日　ザ・リッツ・カールトン大阪 大阪市北区梅田2-5-25　ザ・グランド・ボールルーム
政治資金パーティー開催事業（未来のための交流会）	6,095,000	平成29年9月11日　ザ・リッツ・カールトン大阪 大阪市北区梅田2-5-25　ザ・グランド・ボールルーム
この頁の小計	7,955,000	
合　　計	7,955,000	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
塩路眞暗	100,000	H29/5/31	和歌山県御坊市島209	不動産管理業	
〃	100,000	H29/10/21	和歌山県御坊市島209	不動産管理業	
この頁の小計	200,000				
その他の寄附	40,000				
合計	240,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	47,429	0	
(4) 事務所費	740,729	0	
小計	788,158	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,277,498	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	5,277,498	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	5,277,498	0	
合計	6,065,656		

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	47,429				
合計	47,429				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃	40,000	H29/1/25	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/2/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/3/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/4/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/5/21	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/6/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/7/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/8/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/9/25	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/10/25	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/11/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
事務所家賃	40,000	H29/12/20	興紀実業株式會社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
政治資金監査料	54,000	H29/6/13	税理士　松井睦子	大阪市旭区大宮3-21-7	
この頁の小計	534,000				
その他の支出	206,729				
合計	740,729				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				政治資金パーティー開催事業（第１回関西イノベーション研究会）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場借上費	895,611	H29/2/17	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
お土産代	26,708	H29/2/17	株式会社粟玄	大阪市住吉区上住吉1-2-3	
この頁の小計	922,319				
その他の支出	0				
合計	922,319				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				政治資金パーティー開催事業（第２回関西イノベーション研究会）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
お土産代	18,144	H29/5/18	株式会社粟玄	大阪市住吉区上住吉1-2-3	
会場借上費	713,692	H29/5/19	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
この頁の小計	731,836				
その他の支出	0				
合計	731,836				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
				政治資金パーティー開催事業（未来のための交流会）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
お土産代	30,240	H29/9/4	株式会社粟玄	大阪市住吉区上住吉1-2-3	
宅急便代	78,720	H29/9/8	ザ・リッツカールトン大阪 (株)阪神ホテルシステムズ	大阪市北区梅田2-5-25	
会場借上費	2,732,994	H29/9/11	ザ・リッツカールトン大阪 (株)阪神ホテルシステムズ	大阪市北区梅田2-5-25	
司会料	60,000	H29/9/11	丸尾ともよ	京都市下京区西七条南衣田町23	
出演料	80,000	H29/9/11	舞踊集団菊の会	東京都新宿区西落合2-21-23	
出演料	80,000	H29/9/11	芝山真知子	奈良市大宮町4-243-1-306	
ビデオ写真撮影代	50,000	H29/9/11	フジプランニングハウス 井之上正和	大阪市旭区中宮4-15-26	
お土産代	15,120	H29/9/11	株式会社粟玄	大阪市住吉区上住吉1-2-3	
交通費	14,250	H29/9/11	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
交通費	14,250	H29/9/11	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木 2-2-2.	
案内状等印刷費他	463,644	H29/9/13	株式会社アネックス	大阪府東大阪市吉田本町1-11-11	
この頁の小計	3,619,218				
その他の支出	4,125				
合計	3,623,343				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　5月　1日

政治団体の名称　浮島とも子後援会

会計責任者の氏名　木野　十三　木野　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成３０年 ４月２７日

浮島とも子後援会
代表　井之上　智　子　殿

登録政治資金監査人　松井睦子

登　録　番　号　　第　１６８４　号
研修修了年月日　平成21年5月15日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、浮島とも子後援会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、浮島とも子後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書については存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3　業務制限

浮島とも子後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、浮島とも子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上